

# 地域を支える「訪問介護」応援事業実施要綱

5 福祉高介第1303号

令和6年3月29日

一部改正 7 福祉高介第494号

令和7年6月10日

一部改正 7 福祉高介第2262号

令和8年3月27日

## 第1 目的

本事業は、訪問介護員不足が深刻化する一方で、地域包括ケアを支える重要な訪問介護サービスを維持することが不可欠であるため、訪問介護等に対して、人材確保体制の構築に向けた取組や、経営改善に向けた取組等をきめ細かく支援することで、訪問介護における人材の確保・定着を図ることを目的とする。

## 第2 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

### 1 普及啓発資材の作成等

訪問介護の業務内容や魅力を伝える動画・リーフレットを作成し、求職者に向けて周知を行う。

### 2 訪問介護採用応援事業

対象者を訪問介護事業所等で有期雇用し、訪問介護等業務に従事しながら介護職員初任者研修又は実務者研修を受講させることで、訪問介護事業所等での雇用確保と資格取得支援を併せて行う。

### 3 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

東京都内の訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）サービス事業者における、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組に対して、予算の範囲内で以下の補助金を交付する。

#### （1）人材確保体制構築支援事業

ア 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

イ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援

#### （2）経営改善支援事業

ア 経営改善の支援

イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

ウ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

## 第3 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、都は、次の要件を満たす団体等に本事業の一部又は全部を委託して実施することができる。

(1) 介護事業所との緊密な連携体制が取れること。

(2) 福祉人材の確保、育成、就労支援について、幅広い知識・ノウハウを有していること。

(3) 福祉（介護）の職業紹介あっせん業務を無料で行っていること。

なお、上記（2）及び（3）の要件については、第2で掲げる3の事業においては満たす必要はないものとする。

#### 第4 対象者

第2で掲げる1及び2の対象者は、現に離職中の者で、介護業務への就労を希望する者のうち、無資格又は介護職員初任者研修を修了した者等（訪問介護業務の経験を有する者を除く。）とする。

第2で掲げる3の対象については、別に定める。

#### 第5 事業実施に当たっての留意事項

都が本事業を委託した場合には、都と本事業の受託者とは、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

#### 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月29日付5福祉高介第1303号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月10日付7福祉高介第494号）

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

附 則（令和8年3月27日付7福祉高介第2262号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。